



# 一般社団法人ホワイトレイヴン

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ホワイトレイヴンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、福島県民を中心とした多くの市民のため、地域の振興及び発展を推進し、それらの支援に関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域活性化に関するイベントの企画、運営、管理並びにそれらのコンサルティング事業
- (2) 地域活性化に関する商品の開発、制作並びに販売
- (3) 地域活性化に関する情報提供事業
- (4) 地域活性化に関する政策提言及び調査、研究事業
- (5) 目的を同じくする関係機関、団体及び個人との連携並びに支援事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

### 第3章 社 員

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。



- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

- 第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

- 第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退社したとき。
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
  - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
  - (5) 除名されたとき。
  - (6) 総社員の同意があったとき。

(退 社)

- 第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

- 第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

- 第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

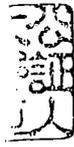
## 第4章 社員総会

(社員総会)

- 第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

- 第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。



(招 集)

- 第14条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。  
2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議 決 権)

- 第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

- 第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(社員総会の決議の省略)

- 第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第19条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議 事 録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。  
2 第18条の場合も、前項の議事録を作成する。

## 第5章 役 員

(員 数)

- 第21条 当法人には、理事5名以内を置く。

(選 任 等)

- 第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。  
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。



(任 期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第24条 当法人は、理事を複数置くときは代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第25条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 基 金

(基金の拠出)

第28条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第29条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。



(基金の拠出者の権利)

第30条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第31条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。



## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年4月30日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第38条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 竹 内 容 堂

設立時代表理事 竹 内 容 堂

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

福島県伊達市川原町14番地3 ブラウンハイムB103号

竹 内 容 堂

神奈川県川崎市中原区木月住吉町3番12号 ココハイツ105

森 川 敬 子

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ホワイトレイヴンの設立のため、この定款を作成し、設立時社員竹内容堂、同森川敬子の定款作成代理人である行政書士佐藤巨人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成23年6月20日

設立時社員 竹 内 容 堂

設立時社員 森 川 敬 子

行政書士法第1条の3に基づき代理人として作成し、電子署名する。

上記発起人の定款作成代理人

福島県福島市御山字下川原20番地の5

行政書士 佐 藤 巨 人

登録番号 第03051660号

